

令和4年(2022年)7月1日

各報道機関 様

次のとおり資料提供しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

行 事 等	令和4年度(2022年度)第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会
日 時	1 空知北学区 令和4年(2022年)7月25日(月)10時15分～11時45分 2 空知南学区 令和4年(2022年)7月25日(月)14時00分～15時30分
参 加 方 法	下記会場における参加及びWeb会議への参加 1 空知北学区 砂川市地域交流センターゆう ミニホール (砂川市東3条北2丁目3-3) 2 空知南学区 岩見沢市生涯学習センター(いわなび) (岩見沢市4条西1丁目3番地4)
出 席 者	1 約70名(Webでの参加含む) 2 約60名(Webでの参加含む)
内 容	(1) 公立高等学校配置計画案(令和5年度(2023年度)～7年度(2025年度))について (2) 「これからの高校づくりに関する指針」の改定の方向性について
備 考	
取材(報道)にあ たってのお願い	詳細は開催要項のとおりです。 当日の取材と報道について、よろしくお願いいたします。
担 当	北海道教育庁空知教育局主幹 毛利(電話0126-20-0184)

## 令和4年度（2022年度）第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会 開催要項

## 1 目的

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられ、これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに市町関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため。

## 2 主催

北海道教育庁学校教育局高校教育課

## 3 運営

北海道教育庁空知教育局

## 4 参加方法

下記会場における参加及び Web 会議への参加

## 5 開催日時・会場

学 区	期 日	日 程	会 場
空 知 北学区	7月25日 (月)	10時15分 ～ 11時45分	砂川市地域交流センターゆう ミニホール 砂川市東3条北2丁目3-3 【Web の場合】 各市町教育委員会や各高等学校が指定した会場、勤務先又は自宅など
空 知 南学区	7月25日 (月)	14時00分 ～ 15時30分	岩見沢市生涯学習センター（いわなび） 岩見沢市4条西1丁目3番地4 【Web の場合】 各市町教育委員会や各高等学校が指定した会場、勤務先又は自宅など

## 6 参加対象者

- ・市町長
- ・市町教育委員会教育長
- ・高等学校長
- ・中学校長（義務教育学校の校長を含む）（各市町代表者1名ずつ）
- ・小学校長（義務教育学校の校長を含む）（各市町代表者1名ずつ）
- ・地区協議会またはPTA関係者（各市町代表者2名（うち1名は小学校関係者）、高等学校関係者1名）
- ・経済団体関係者（公立高校所在市町代表者1名）

## 7 議 題

- (1) 公立高等学校配置計画案（令和5年度(2023年度)～7年度(2025年度)）について
- (2) 「これからの高校づくりに関する指針」の改定の方向性について

## 8 資 料

高校教育課Web ページに掲載します。

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/akd/HokkaidoAtarasiikoukou020.html>

## 9 協議会の公開

協議会は公開により開催することとし、希望者がある場合は傍聴を認めることとします。

なお、傍聴に係る取扱いについては別添のとおりです。

## 10 その他

- (1) 参加対象者のうち、隣接学区への進学者が多いなどの理由から、当該隣接学区で開催される協議会への出席を希望する者がいる場合は、別途連絡願います。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、会議の開催方法等を変更する場合があります。

## 「地域別検討協議会」の傍聴者に係る取扱い

北海道教育庁空知教育局

- 1 会場における傍聴の人数は、15人以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者及びWeb参加による傍聴はこれに含みません。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、傍聴することはできません。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
  - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合
  - (3) 前2号のほか、主催者が傍聴を不相当と認めた場合
- 3 次の各号の行為をしてはいけません。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 飲食すること。
  - (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
  - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音を行うこと。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
  - (5) Web参加では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定とすること。
  - (6) Web参加では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
  - (7) Web参加では、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音を行うこと。
  - (8) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為を行うこと。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 Web参加では、傍聴人が前記3の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることがあります。
- 6 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。